○氷見市道路占用規則

平成3年3月30日
規則第10号

（趣旨）

第1条　この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、氷見市が管理する道路の占用に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用の許可申請又は協議）

第2条　法第32条第1項の規定により道路占用の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により道路占用の協議をしようとする者は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）で定める様式（以下「省令で定める様式」という。）による書類に次に掲げる工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）の図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　位置図（附近100メートル内外の見取平面図）

(2)　実測求積図、縦断面図及び横断面図（縮尺50分の1程度。軽易なものについては、縦断面図及び横断面図を省略することができる。）

(3)　設計書（軽易なものについては、省略することができる。）及び構造図（縮尺50分の1程度の平面図及び側面図）

2　道路の占用が道路工事を伴うものであるときは、前項各号に掲げる図面等のほか、道路工事に関する設計書、仕様書及び図面を同項の書類に添えなければならない。ただし、軽易なものについては、その全部又は一部を省略することができる。

（占用の許可申請事項又は協議事項の変更）

第3条　道路占用の許可を受けた者が法第32条第3項の規定により許可申請事項を変更しようとするとき又は法第35条の規定により協議が成立した者が協議事項を変更しようとするときは、省令で定める様式による書類に前条第1項各号又は第2項に掲げる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

（占用更新の許可申請又は協議）

第4条　道路占用の許可を受けた者又は法第35条の規定により協議が成立した者（以下「占用者」という。）が、占用期間満了後引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了の1月前までに、省令で定める様式による書類に第2条第1項各号に掲げる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

（道路の掘削の許可申請又は協議）

第5条　占用者が占用物件の改築又は修理等を行うために道路を掘削しようとするときは、様式第1号による書類を市長に提出しなければならない。

（占用物件の表示）

第6条　占用者が占用を開始したときは、占用物件又は占用地の見やすい場所に様式第2号による標札を掲げ、占用許可又は協議済みであることを表示しなければならない。ただし、占用物件が地下埋設物、電線等であって表示することができないものである場合は、この限りでない。第4条の規定による占用更新の許可を受けたときも、同様とする。

（権利の譲渡又は承継）

第7条　道路占用の権利を譲渡し、又は承継しようとするときは、様式第3号による書類を市長に提出しなければならない。

（占用の廃止）

第8条　占用者は、占用期間満了前に占用者の都合により占用を廃止したときは、速やかに様式第4号による書類を市長に提出しなければならない。

（原状回復の義務）

第9条　占用者は、法第40条の規定により道路を原状に回復したときは、速やかに様式第5号による書類を市長に提出しなければならない。

2　法人である占用者が解散したときは、清算人が原状回復して前項の手続を執らなければならない。

3　占用者が死亡し、占用者の相続人がその占用権を放棄するときは、その相続人が第1項に規定する手続を執らなければならない。

4　市長は、原状回復の状態が適当でないと認めたときは、あらためて原状の回復を命じ、又は第三者をして補修させることができる。

5　前項の場合において、補修に要した費用は、すべて占用者の負担とする。

6　前2項の規定は、第2項及び第3項の場合に準用する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成3年4月1日から施行する。
（氷見市道路占用の手続きに関する規則の廃止）
2　氷見市道路占用の手続きに関する規則（昭和36年氷見市規則第6号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
（旧規則の廃止に伴う経過措置）
3　旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和3年3月規則第15号）

（施行期日）
1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この規則による改正前の氷見市道路占用規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

番　　号
年　　月　　日

氷見市長　　様

住　所
氏　名

道路掘削許可協議申請書

次のとおり道路を掘削したいので許可協議下さるよう申請します。

掘削の目的		
掘削の場所	路線名	市　道　　線
	場　所	氷見市　　番地地内
掘削の期間	年　月　日から　年　月　日まで　日間	
工事の実施方法		
掘削の面積		
復旧の方法		
工事施行機関名及び連絡先		
その他関係図面等		

様式第2号(第6条関係)

道路占用 許可 / 協議 済	
許可 協議成立	年　月　日 第　号
占用期間	年　月　日から 年　月　日まで
占用者の住所 氏名	

注　木板又は鉄板に記載して表示する。ただし、占用物件に上記の事項を直接記載してもよい。

様式第3号(第7条関係)

年　　月　　日

氷見市長　　様

譲渡人　住　所
氏　名

承　継　住　所
氏　名

道路占用権譲渡(承継)届

年　　月　　日付け　　第　　号で許可のあった次の道路占用権を譲渡(承継)したのでお届けします。

譲渡(承継)の理由			
道路占用権の内容	占用の目的		
	占用の場所	路線名	市　道　　線
		場　所	氷見市　　番地地内
	占用の期間	年　月　日から　年　月　日まで　　日間	
	工作物、物件又は施設の構造	(長さ、幅、面積等)	

様式第4号(第8条関係)

番　　号
年　　月　　日

氷見市長　　様

住　所
氏　名

道路占用廃止 届 / 通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で 許可を受けた / 協議が成立した 次の道路占用について

占用を廃止したので お届け / 通　知 します。

占用の目的		
占用の場所	路線名	市　道　　線
	場　所	氷見市　　番地地内
占用の期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　日間	
工作物、物件又は施設の構造	(長さ、幅、面積等)	
復旧の方法		
廃止年月日	年　　月　　日	

様式第5号(第9条関係)

年　　月　　日

氷見市長　　様

住　所

氏　名

原状回復届
通知書

年　　月　　日付けで届け出た
通知した次の道路占用の廃止に伴う道路の原状回復工事を　　年　　月　　日完了したのでお届け
通　知します。

占用の場所	路線名	市　道　　線
	場　所	氷見市　　番地地内
工作物、物件又は施設の構造	(長さ、幅、面積等)	
復旧の方法		

様式第1号(第5条関係)
様式第2号(第6条関係)
様式第3号(第7条関係)
様式第4号(第8条関係)
様式第5号(第9条関係)